

漁港施設等活用事業の推進に関する基本方針の概要

<趣旨>

- ・漁港施設等活用事業の推進に当たって、法律の趣旨を踏まえた適切な運用がなされるよう、考え方を農林水産大臣が策定。
- ・地域の創意工夫を凝らした自由度の高い取組を全国に展開していくため、守るべき最低限の共通の考え方を明らかにするもの。

<主な記載事項>

I. 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方向

◇漁港施設等活用事業の前提

- ・水産業の発展及び水産物の安定供給に寄与すること。
- ・漁港は漁業上の利用が第一であり、十分な調整のもと実施されること。
- ・事業実施の効果が、地域の広範に及ぶこと。
- ・活用する漁港施設等の機能が適切に維持、保全されること。
- ・地域の十分な理解と協力のもと実施されること。

◇漁港施設等活用事業の範囲

- ・消費増進事業（当該漁港における水産物の販売や料理の提供など）
- ・交流促進事業（遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験や学習の機会の提供など）

◇漁港管理者の役割

- ・漁港利用の調整、漁港施設等の機能の維持、保全 等

II. 漁港施設等活用事業の適切かつ確実な実施に関する事項

◇活用推進計画の策定に関する基本的な考え方

- ・適切な事業内容や実施期間の設定の考え方
- ・活用を図る漁港施設等の設定の考え方
- ・事業実施後の原状回復措置の考え方 等

◇活用推進計画の策定に当たっての関係者との調整の考え方

- ・漁協、漁業者等への意見聴取 等

◇実施計画の認定の基本的な考え方

- ・漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないこと
- ・漁港の保全に著しく支障を及ぼすおそれがないこと 等

III. 漁港水面施設運営権に関する基本的な事項

◇漁港水面施設運営権の対象となる事業の範囲

- ・水面に存する水産動植物や海洋環境等の価値を利用する遊漁、漁業体験活動、海洋環境に関する体験や学習の機会の提供を行う事業

IV. 漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

◇漁港の漁業上の利用の確保に関する基本的な考え方

- ・漁業根拠地としての機能が将来にわたって発揮されること

◇漁港の漁業上の利用を阻害するおそれがないものであること

- ・漁業上の利用との重複がないよう、空間的、時間的に調整
- ・水域における漁船とその他船舶との動線に関する配慮
- ・陸域における漁業上の利用とその他利用との動線に関する配慮

V. その他重要事項

- ◇法令遵守、漁港利用者の安全確保、環境との調和 等